



JTSU-E 大宮地本 初めての団体交渉申し入れ！ 一方的な変更実施で曖昧なみなし労働の改善を求め！

9月10日 大地申第1号

乗務員によるアルコール検査の実施時期等の見直しに関する申し入れ

2020年7月4日 JR 東日本輸送サービス労働組合は、大宮地方本部結成大会を開催しました。大会では、真の労働組合としての役割を果たすべく、職場で発生する諸課題や各種施策に対して「鉄道安全」と「労働安全」の実現を追求し、さらに労働者の視点を持った提言力と実現力によって、働く者の労働条件の向上、環境改善に努め、現場第一の人間の尊厳を重視し「いのち」と「健康」を最優先とした JR 東日本会社の「健全経営」を求めて取り組みを強化、前進させていくことを確認してきました。

すでに7月1日から実施されているアルコール検査の実施時期の変更について多くの発言が出されました。職場で行われた会社からの説明では「これまでと何も変わらない」と説明されましたが、今改正によって「出勤確認」時にアルコール検査を実施するとなれば実作業時間前に行くということであり、みなし労働であり労働時間管理に問題が生じます。アルコール検査は任意で行うものでなく、安全・信頼に関わる重要な業務であることから実労働時間内に行うべき性質です。これまでの取り扱いの何が問題であり、何のために変更するのかが明確に示さないまま一方的に変更がされました。また、出勤確認時のアルコール検査は業務指示であると述べたり、任意であると述べたり管理者や職場ごとで言われている事が違うという問題も生じています。

乗務員の労働時間は所定出勤時刻から退出時刻まで作業一つに対して労働時間が1分単位で定められています。必要な業務を出勤確認時に行えとの業務指示そのものが労働時間管理の適正さを欠いていると言わざるを得ません。

したがって、下記のとおり申し入れを行いますので、真摯な回答を要請します。

1. 出勤点呼を出勤確認に名称変更し、アルコール検査を出勤確認時に行うことに変更した理由を明らかにすること。
2. アルコール検査にかかる時間に対し、準備時間の詳細を明らかにすること。
3. アルコール検査は労働時間内において取り扱うものであり、厳正に実施されなければならないことから、「出勤確認」時に行わず「乗務点呼」時に点呼執行者と対面実施すること。

乗務労働の特殊性を鑑みた出勤から乗務までの準備作業のあり方を大宮地本は会社と交渉で明らかにしていきます！